

介護職員処遇改善計画書（兼通知書）

訪問介護事業部 社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 二ノ宮 博宣

介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金を、下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び金額

| 区分 | 職種 | 項目 | 月額支給額 | 一時金支給 |
|-------------|---------------|----------------|------------|-------|
| 正社員 | 訪問介護業務に従事する職種 | ① 処遇改善手当 | 25,000 円/月 | — |
| | | ② 業務手当（ICT 活用） | 5,000 円/月 | — |
| ③ 一時金（人事評価） | | — | 10 月 | |
| ④ 一時金（その他） | | — | 10 月 | |
| | 常勤訪問介護員 | ⑤ 職務加算手当 | 30,000 円/月 | — |
| 有期社員 | 非常勤訪問介護員 | ① 処遇改善手当 | 250 円/時間 | — |
| | | ② 業務手当（ICT 活用） | 60 円/回 | — |
| | | ⑥ 土祝手当 | 200 円/時間 | — |
| | | ⑦ 近距離移動手当 | 手当額/月 | — |

※ 介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額（以下、処遇改善加算支給額という）を支給する。

2 項目詳細

- ① 処遇改善手当 : 正社員に対して月額を一律支給し、有期社員に対してサービス稼働時間×250 円を支給する。
- ② 業務手当（ICT 活用）: IT 機器を用いて業務報告をした職員に対して支給する。
- ③ 一時金（人事評価）: 処遇改善加算支給額のうち 25%については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。
※処遇改善加算支給額の 25%が、月額 350,000 円を上回る場合は、上限を 350,000 円とする。
※ただし①・②・⑤・⑥・⑦の支給総額が、営業所の処遇改善加算支給額を上回った場合の不足額は、③より控除する。
- ④ 一時金（その他）: 処遇改善加算支給額より、①・②・③・⑤・⑥・⑦を控除して残った額を一時金として支給する。
- ⑤ 職務加算手当 : 常勤訪問介護員に対して職務加算手当として月額支給する。
- ⑥ 土祝手当 : 土曜日・祝日のサービス稼働に対して支給する。
※ただし、祝日については会社が定める休日割増カレンダーに基づく
- ⑦ 近距離移動手当 : A 月間サービス稼働件数×事業所毎に設定した単価（@100~200 円）=近距離移動の支給額
B サービス稼働間の移動に要した勤務時間×その他の業務時給=移動手当
上記 B より A の方が大きい場合、その差額を近距離移動手当として支給する。

3 時短社員についての取り扱い

非常勤サービス提供責任者の内雇用契約時間が週 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、同雇用契約時間が週 30 時間以上の者及び短時間正社員サービス提供責任者（30 時間）、短時間正社員常勤訪問介護員（30 時間）は、上記月額額の 3/4 を支給する。

短時間正社員サービス提供責任者（20 時間）及び短時間正社員常勤訪問介護員（20 時間）は支給対象外とする。

4 他事業兼務の正社員についての取り扱い

正社員の方で、処遇改善加算の無い事業の職種を兼務している場合は、処遇改善加算対象職種の行政届け出勤務時間分の支給とし、同勤務時間が 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、週 30 時間以上の者は 3/4 を支給とする。

また、一時金の支給も同様の扱いとする。

5 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2024 年 4 月～2024 年 5 月 支給月：2024 年 5 月～2024 年 6 月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2024 年 10 月 25 日(対象月 2024 年 4 月～5 月分)

6 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上